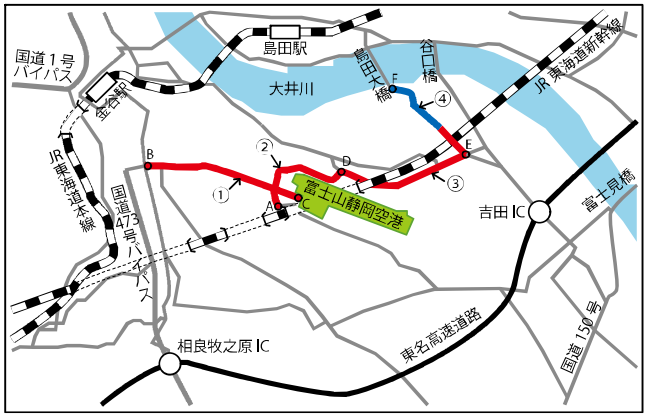


【モデル路線】

モデル路線は左図のとおりです。

①県道細江金谷線（A～B）
②県道静岡空港線（C～D）
③県道住吉金谷線（E～D）
④県道島田吉田線（F～E）

静岡県屋外広告物条例では、赤色の実線の沿道は、特別規制地域（原則として屋外広告物の設置を禁止する地域）、青色の実線の沿道は、普通規制地域（原則として屋外広告物の設置に許可を要する地域）に指定されています。

【屋外広告物設置のルール】

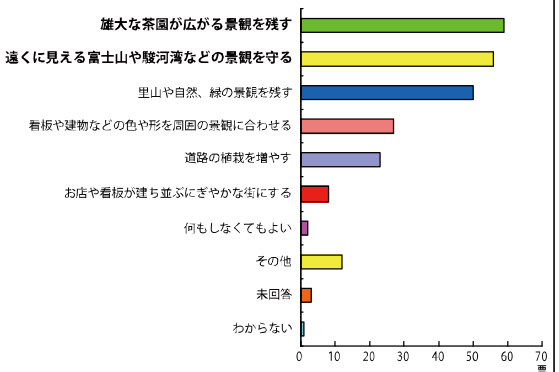
富士山静岡空港周辺のアクセス道路沿いに屋外広告物を設置するにはルールがあります。
例えば、 特別規制地域の沿道に設置できるものについては、次のとおり決められています。

1　自家用広告物で表示面積が 5 ㎡以内の場合（適用除外）
2　自家用広告物の野立ての広告塔、広告板については、高さは広告塔にあっては地上 10m以下、広告板にあっては地上 5 m以下、かつ表示面積の合計が 30 ㎡以内（広告塔の場合は 1 面 30 ㎡以内）のもので、市長の許可を得たもの
3　道標、案内図板で、高さは地上 5 m 以下で、表示面積は 1 面 3 ㎡以内、1 個当たりの合計は 6 ㎡以内のもので市長の許可を得たもの（5 者以上の者が協同で表示し、又は設置する場合にあっては、1 面 10 ㎡以内、1 個当たりの合計は 20 ㎡以内）
4　その他、冠婚葬祭、祭礼のため一時的に設置するもの（適用除外）
※　規制の内容の詳細については、下記までお問い合わせください。

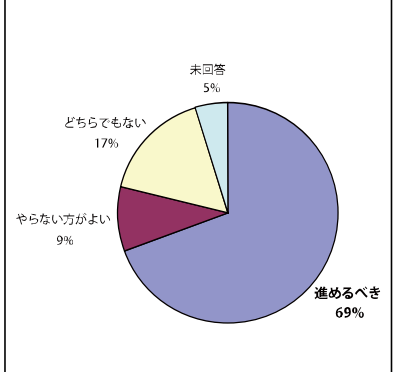
【地権者アンケート結果】

富士山静岡空港アクセス道路沿線地権者 269 人を対象に実施しました。（有効回答数 85：平成 22 年 5 月実施）

質問　この地域の景観がより魅力的になるためには、どのような取組が必要だと考えますか？（複数回答可）



質問　今後設置されていく看板の色彩や大きさ等のルールづくりを進めるべきだと思いますか？



策　定　牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会
構成員　島田市、牧之原市、御前崎市、菊川市、吉田町、川根本町、静岡県（事務局　静岡県交通基盤部都市計画課）

お問い合わせ先
静岡県交通基盤部都市計画課　電話　054-221-3490
静岡県島田土木事務所都市計画課　電話　0547-37-4181
島田市建設部都市計画課　電話　0547-36-7177
牧之原市建設部都市住宅室　電話　0548-53-2633

平成 23 年 3 月策定

牧之原茶園・空港周辺地域屋外広告物ガイドライン



ルールを守って良好な景観づくり



牧之原台地に広がる緑の一大茶園景観の保全

富士山静岡空港周辺の市町、静岡県等で構成する牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会では、空港周辺の美しい茶園景観を保全するため、空港へのアクセス道路沿いを、屋外広告物と景観の調和による良好な景観形成が特に必要と認められるモデル路線に選定し、屋外広告物設置のガイドラインを作成しました。関係の皆様の御協力をお願いします。

牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会

【ガイドライン策定の趣旨】

＜屋外広告物は景観を構成する重要な要素＞

案内看板等の屋外広告物は、情報の受け手にとって有益なものであり、まちを活気づけるものです。

しかし、なされるがままに放置しておけば、広告物があちこちに無秩序に氾濫しかねません。それにより、まちの景観や風致が損なわれることになります。

屋外広告物の設置にあたっては、誰もが気持ちよく生活できるよう、周辺の景観に配慮し、調和が取れた魅力あるものとなるように心がけていくことが重要です。

＜牧之原にふさわしい屋外広告物＞

牧之原台地には、静岡が誇る大茶園の美しい景観がありますが、富士山静岡空港の開港などにより、アクセス道路沿いに案内看板等が設置され、その景観も変化しています。

この美しい景観を守っていくためには、一人ひとりが牧之原の魅力を再認識し、日々の生活を豊かにするとともに、生活景観を美しくしていくことが大切です。

そのため、本協議会では、自然と風土になじみ、周囲の景観に調和し、住民の意見が反映された「牧之原らしい」屋外広告物のルールを検討し、このガイドラインを作成しました。

＜地域特性に応じた屋外広告物＞

屋外広告物の設置にあたっては、このガイドラインを参考に、富士山や大井川が見える眺望地点、茶園や里山が一望できる場所など、その地域の特性に応じてデザイン、設置方法等に配慮をお願いします。

提案１　静岡らしい景観に配慮しましょう

富士山や大井川の眺望に配慮しましょう

空港周辺の地域では、広大な茶園や富士山をはじめ、駿河湾や大井川など、静岡らしさが感じられる素晴らしい景色を見ることができます。屋外広告物の設置により、これらの眺望を阻害しないように配慮しましょう。

茶園にはお茶の広告が似合います

茶園に屋外広告物を設置する場合、お茶に関連するものやお茶をイメージするデザインのものは、景観を壊さず、茶園の美しい景観に調和しており、静岡らしさが感じられます。



設置場所に配慮しないと...


お茶の広告は静岡らしさを感じます

提案２　色彩に配慮しましょう

茶園に派手な色彩は似合いません

茶園に設置する屋外広告物は、色数を減らして、調和を図りましょう。

高彩度色の使用は控え、ポイントに使用するなど最小限の面積にしましょう。

茶園には緑や白を基調とした広告が似合います

景観との調和を大切にした屋外広告物は、多くの人に好感を持たれます。緑や白を基調に黒・紺・茶などを配した広告物は、緑広がる茶園の美しい景観に調和します。



高彩度色の使用を最小限の面積に控えると...



茶園には緑や白が調和します

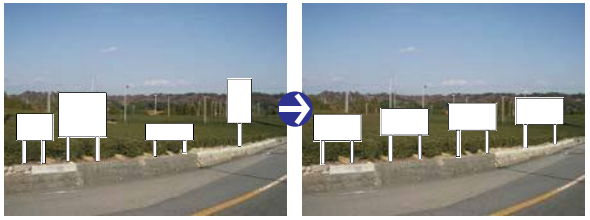
提案３　統一感をもたせましょう

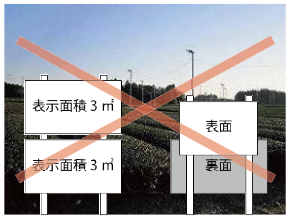
揃えましょう・合わせましょう

屋外広告物を近接して掲示する場合には、「形態」「高さ」を揃え、また「表示バランス」を合わせると情報が読み取りやすくなり、周辺の美しい茶園景観との調和が取れます。

表面と裏面の形や大きさを統一しましょう

設置できる野立ての案内看板の表示面積は、一部の路線を除き１方向から見て 3 ㎡以内。裏面を利用する場合で合計 6 ㎡以内です。また、表面と裏面の形や大きさを統一して、茶園の美しい景観を隠さないよう配慮しましょう。


形、高さ、大きさを合わせると...



ルールを守って景観に配慮しましょう